

岡山県農業近代化資金融通に関する取扱要領

農 林 部 長 通 知
制 定 昭和50年8月20日付け農経第 559号
最終改正 令和7年4月1日付け組 第 54号

第1 趣 旨

この要領は、岡山県農業近代化資金制度運営要綱（昭和50年8月20日付け農経第559号農林部長通知。以下「要綱」という。）第3の3に基づき、農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の融通に関する細部にわたる取扱いについて定めるものとする。

第2 貸付対象事業等について

1 貸付対象事業費（以下「対象事業費」という。）の範囲

対象事業費は、岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱（平成14年10月1日付け組第310号農林水産部長通知。以下「資金基本要綱」という。）第3の5により作成された経営改善資金計画書の計画達成に、真に必要と認められるものとする。

なお、対象事業費の判断に当たっては、真に必要な費用なのかを十分調査・確認することとし、対象事業費と判断する場合は、その判断を行った根拠を明らかにできるようにするとともに、投資が過剰なものとならないよう投資効率及び近代化資金の融資を希望する者（以下「借入希望者」という。）の経営状況に留意するものとする。

2 貸付対象事業の制限等

(1) 要綱以外の貸付対象事業の制限

他の事業等との関係から、要綱上では貸付対象事業であっても、次に掲げるもののように、事業関係の通知等により近代化資金の貸付けが制限されているものがあり、この場合は、1の経営改善資金計画等の達成に必要な事業であっても、貸付けは制限を受けることとなるので貸付対象事業の判断を行う際には留意するものとする。

なお、主な内容を記載すると次のとおりで、個別の具体的な制限については、それぞれの事業関係の通知等に従い判断するものとする。

ア 農業機械

(ア) 特定高性能農業機械

特定高性能農業機械を導入する場合には、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（平成15年7月17日農林水産省告示第1048号）及び「特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱について」（平成16年3月31日付け15農産第8393号経営局長、農村振興局長、生産局長通知）に即して県が平成27年度に策定した「特定

高性能農業機械導入計画」の利用規模の下限や組織的利用形態等に準ずる。

ただし、近代化資金の利子補給承認に当たっては、特定高性能農業機械の導入が過剰投資とならないよう導入計画に定める利用規模の下限面積を参考とするものとし、利用規模の下限面積の判断については、借入希望者の農業経営や土地条件等地域の農業構造の実情を勘案しつつ、経営全体での活用の効率性を総合的に検討して、借入希望者の農業経営の改善に資するものであるかどうかを踏まえて判断する（「特定高性能農業機械の導入に係る農業近代化資金の融資の取扱いについて」（平成16年5月21日付け16経営第379号経営局長通知））。

(イ) 農業機械の選定

型式検査又は安全鑑定の対象機種を導入する場合には、型式検査に合格し、又は、生物系特定産業技術研究推進機構により安全である旨の鑑定が行われたものの中から選定する（「補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について」（昭和51年8月10日付け51農蚕第4888号農林事務次官依命通達））。

イ 市街化区域

市街化区域は、既成市街地及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であって、都市施設の整備に応じ逐次市街化されることが見込まれることから、農業生産基盤整備事業その他効用の長期に及ぶ施策は行わないこととするが、これらの土地について経営を継続するために必要な農地防災事業等の施策は行う（「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年11月1日付け14農振第1452号農村振興局長通知））。

ウ 開田抑制

開田事業を対象とする融資については、利子補給の承認を行わない（「新規開田の抑制について」（昭和44年2月10日付け44農地A第165号農林事務次官依命通達））。

エ その他

その他の事業関係の通知等に定めるところによる。

(2) 他の事業等との連携

ア 地域の農業振興施策との連携

近代化資金の貸付けに当たっては、県及び市町村等地域の農業振興施策に適合している貸付対象事業を優先するものとする。

(3) 他の法律等の制限

ア 農地法による制限

農地取得への融通に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の基準又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の基準を満たしている場合に限ることとする。

3 資金使途の具体的な取扱い

要綱第2の4に掲げる資金使途の具体的な取扱事例としては、次のとおりとする。

(1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設(観光農園、農家民宿その他の観光農業施設を含む。)の改良、造成、復旧又は取得に要する資金

ア 観光農業施設の事例

観光農園管理施設、農産物直売施設、観光樹木、こん虫等養繁殖施設、駐車場、便所、総合案内所、休養施設、観光農業センター、自然景観保全施設、自然観察用動植物園等施設、特産民芸品加工施設、更衣施設、ごみ焼却施設、屋内外調理施設、農家民宿施設、体験学習施設又はこれらと一体的に機能する食品提供施設(主として観光農園等で生産される農畜産物を飲食の用に供するものに限る。)とする。

ただし、農家民宿施設にあつては、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項の過疎地域又は山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が設置するものに限る。

イ 附帯施設の範囲

附帯施設は、電気施設、用排水施設、上下水道、従業員宿舎、事務所(その使用目的が専ら融資対象施設の運営のための事務の処理に当たる場合に限る。)及び車庫等融資対象施設の利用に不可欠の施設とする。

ウ 敷地の取得費

貸付対象となる施設に必要な敷地の取得費及びその造成費については、当該施設に必要とする最小限度の取得に要する費用を含むことができるものとする。

エ その他

近代化資金の対象となる施設、例えば農舎に住宅等対象外の施設を併設する場合においては、借入者の経営等の実情からそれらが合理的かつ有効的であると認められるときは、対象施設となる部分に要する経費について、近代化資金に係る事業費として取り扱うことができるものとする。

(2) 農村環境整備資金

ア 農業管理センターとは、①作付計画、集出荷計画、施設利用計画、労働力需給計画等の樹立及び調整、②情報の収集及び伝達、③技術及び経営に関する指導及び研修、④農産物等に関する検査、⑤農業機械の管理及び利用調整等を総合的に行う施設をいい、貸付対象となるものは、これに必要な建物、電子計算機、送受信機等の施設とする。

イ 農業者等健康増進施設として貸付対象となるものは、農業者トレーニングセンター、農業者健康管理施設、運動広場施設又は農業広場施設とする。

ウ この資金の貸付対象となる附帯施設の範囲及び敷地の取得費については、(1)のア及びイを準用するものとする。

(3) 大臣特認資金

ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

要綱第2の4の(1)のアの(カ)のaに掲げる「農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域」とは、当該市町村長の意見書等を勘案して決定するものとする。

なお、浄化槽等の設置に係る承認に当たっては、保健所等環境衛生担当課及び農業集落排水施設整備事業等補助事業担当課の意見を徴するものとする。

イ 農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

(ア) 要綱第2の4の(1)のアの(カ)のbの(a)の③に掲げる「農業後継者」とは、地域農業の単なる後継者ではなく、将来において、個人農業者から後継者（跡継ぎ）に経営の主宰権が移ることとなる者とする。

(イ) (ア)の農業後継者が婚姻のために必要とするものについては、当該農業後継者の婚姻の相手方が定まったときから婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限るものとする。

ただし、貸付けを受けようとする農業後継者が満25歳以上の場合にあつては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請できるものとする。

(ウ) 要綱第2の4の(1)のアの(カ)のbの(a)の④に掲げる自立経営を志向する者の住宅の改良で、知事が特に必要と認める場合を例示すると、次のとおりである。

① 経営移譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合であること。

② 集落排水事業が行われ又は今後行われることが確実な地域において農業生産環境の改善が効率的に図られる場合であること。

③ 新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合であること。

(4) 農地取得資金

ア 農地等とは、農地法第2条に規定された農地又は採草放牧地に供される土地及びこれらに附帯する土地をいう。

イ 償還期間中は、災害等やむを得ない場合を除き、農業用に供されるものとし、また、取得した農地等の売却や貸出しが行われないこと。

ウ 農地等の取引について、公正かつ適正な価格・評価（時価、通常取引価格）が行われることは当然であるが、著しく高い取得価格での取引は融資の対象としない。

第3 貸付金について

貸付限度額は、近代化資金の貸付残高の累計額とするものとする。

ただし、要綱第2の1の(1)の資金と(2)の資金は、分けて取り扱うものとする。

第4 償還期限及び据置期間等について

1 償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間の最長期間については、要綱第2の6によるところであるが、実際の貸付けに当たっては、それぞれの範囲内において経営規模、経営内

容、育成期間、導入施設・機械等の耐用年数等を勘案して具体的に定めるものとする。

2 償還方法

- (1) 償還額は千円単位以上とするものとする。
- (2) 通常償還が行われた場合の償還額の充当は、最初の約定償還額から順次充当するものとする。
- (3) 繰上償還が行われた場合の償還額の充当は、最終の約定償還額から順次充当するものとする。
- (4) 延滞償還が行われた場合の償還額の充当は、最初に発生した延滞額から順次充当する。ただし、岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の代位弁済は、その対象延滞額に充当するものとする。
- (5) 通常、繰上償還又は延滞に係る償還の期日は随時とする。ただし、通常又は繰上償還の回数は月1回とするものとする。

第5 利子補給承認日及び貸付予定日等について

- 1 利子補給承認は、原則として毎月25日とし、貸付予定日は、承認月の翌月の初日（当日が土曜日、日曜日又は休日である場合は融資機関の翌営業日）とするものとする。
- 2 利子補給承認額の単位は万円とするものとする。

第6 融資率について

要綱第2の5の(1)のイに「原則として8割以内」とあるが、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が8割を超えることになる場合、必要やむを得ないと認められるときは9割以内とすることができるものとする。

第7 保証人、担保及び債務保証について

融資機関は、要綱第2の11の(1)のイに掲げる者の貸付けに当たっては画一的に保証人、担保を徴することのないよう留意し、基金協会の債務保証の活用等、弾力的な運用を図るものとする。

第8 融資手続

1 借入手続等

- (1) 要綱第2の2の(1)のイに掲げる者が要綱第2の4の(1)のイの(ア)から(オ)まで及び(カ)のcに掲げる資金を借り入れる場合
 - ア 借入希望者は、資金基本要綱第3の5の(3)に定める書類のほか、次に掲げる関係書類を添えて窓口機関に提出するものとする。
 - イ 借入希望者が認定新規就農者であり、青年等就農計画に従って就農するのに必要な資金を借り入れようとする場合は、青年等就農計画認定通知書及び青年等就農計画の写し

- (イ) 見積書又は設計書（着工、導入予定日、竣工予定日、有効期間、見積・設計依頼者名、見積・設計者名、見積・設計年月日、家畜導入については生後経過年月数、性別等を明記すること。）
- (ウ) 施設の設置場所の位置図及び附近の見取図
- (エ) 要綱第2の4の(1)のアの(カ)のcに掲げる資金を借り入れようとする場合には、水田を利用した水産動物養殖計画書(別記大臣特認計画書第1号)を添付するものとする。
- (オ) 法人又は団体が借り入れる場合は(ア)から(エ)までのほか次の書類を添付するものとする。
- ① 定款、規約、管理規程又はこれに準ずるもの
 - ② 最近年度の業務報告書及び事業計画書又はこれに準ずるもの
 - ③ 法人の場合は、法人の登記簿抄本
 - ④ 資金借入れに係る理事会等の議事録抄本
 - ⑤ 設立時の議事録抄本、加入申込書及び過去3年の収支決算書等（団体の場合に限る。）
- (カ) 畜産経営部門については、(ア)から(オ)までのほか糞尿処理等の公害防止措置についての指導機関等の意見書及び近隣の同意書又は借入者の誓約書
- (キ) 補助残融資については、(ア)から(カ)までのほか補助機関の補助金の交付決定又は内示等の書類の写し（ただし、その書類の写しを添付できない場合にあってはその理由書）
- (ク) (ア)から(キ)までのほか必要と思われる書類
- イ 県民局長（要綱第2の5の(1)のアの(イ)のうち知事の承認が必要な場合にあっては、県民局長を経由して知事）は、融資機関が融資の可否決定を行う場合であって、意見を求められたときは、3の(1)に定める事項について、関係市町村長への意見照会を行うものとする。
- ウ 借入希望者は、窓口機関から融資を行う旨の通知を受けた場合、通知を受けた日から3日以内に、資金基本要綱第3の13の(4)に定める借入申込書等を融資機関に提出するものとする。
- (2) 要綱第2の2の(1)のアに掲げる者が要綱第2の4の(1)のアの(カ)のa及びbに掲げる資金を借り入れる場合
- 借入希望者は借入申込書（別記農村給排水施設資金・特定の農家住宅資金借入申込書）に次に掲げる関係書類を添えて、融資機関に提出するものとする。
- ア (1)のアの(ア)から(ウ)及び(オ)から(ク)までに掲げる書類。
- イ 次の表の左欄に掲げる資金を借り入れる場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付するものとする。

資 金 名	書 類 名
農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金	○ 浄化槽の設置にあつては、浄化槽設置届出書の写し ○ 集落排水事業の場合は、市町村長の事業実施証明書
農業者が居	○ 農業者が居住する住宅移転計画書 (別記大臣特認計画書第2号の1) (別記大臣特認計画書第2号の2)
改住 良す ・る 造住 成宅 ・の 取得 に 要 す る 資 金	○ 市町村長の意見書
「効率的かつ安定的な農業経営」に発展し得る認定新規就農者の場合	○ 市町村長の意見書
農業後継者の婚姻のための場合	○ 婚姻の相手方が定まっていること、又は婚姻関係が成立していることの証明書(例：媒酌人、民生委員、市町村長等の証明書) ※貸付けを受けようとする農業後継者が満25歳以上の場合にあっては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請可能。
自立経営を志向する者の住宅の改良の場合	○ 経営移譲の場合は農地移動又は経営移譲年金受給の証明書 ○ 集落排水事業の場合は市町村長の事業実施証明書

(3) 要綱第2の2の(1)のイからエまでに掲げる者が借り入れる場合

ア 借入希望者は借入申込書(別記様式第1号、団体にあつては別記様式第2号に、次に掲げる関係書類を添えて、融資機関に提出するものとする。

(ア) 共同利用施設の整備に関する書類(別記様式第3号)並びに(1)のアの(イ)及び(ウ)に掲げる書類

(イ) (1)のアの(エ)から(ク)までに掲げる書類。ただし、借入希望者が要綱第2の2の(1)のイ、ウ並びにエの(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる者については、定款、規約及び法人の登記簿抄本の添付を省略できるものとする。

イ 県民局長は、融資機関が農林中央金庫の場合には、当該融資機関から送付された書類の内容を確認するとともに、3の(1)に定める事項について、関係市町村長に意見照会を行い、その意見を踏まえ、農業近代化資金(共同利用施設)利子補給承認に係る進達書(別記様式第4号)を作成し、市町村長の意見書を添えて速やかに知事に原則として電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により提出するものとする。

(4) 要綱第2の2の(2)に掲げる者が要綱第2の4の(2)に掲げる資金を借り入れ

る場合

ア 借入希望者は、資金基本要綱第3の5の(3)に定める書類のほか、次に掲げる関係書類を添えて窓口機関に提出するものとする。

(ア) 借入希望者が認定新規就農者であり、青年等就農計画に従って就農するのに必要な資金を借り入れようとする場合は、青年等就農計画認定通知書及び青年等就農計画の写し

(イ) 取得用地の面積及び価格を証する書類（登記簿謄本、売買契約書の写し等）

(ロ) 現在の経営場所の位置及び取得用地の位置図

(ハ) 農地法第3条に規定する所有権移転許可証の写し又は農業経営基盤強化促進法第18条に規定する農用地利用集積計画の写し（申請中の場合は、申請中である旨の証明書）

(ニ) 手付金の支払をしている場合にはその領収書

(ホ) 施設等を建設する場合は、施設設置計画図

(ヘ) 法人が借り入れる場合に添付する書類は、(1)のアの(ロ)に準ずるものとする。

(ニ) 畜産経営部門については、(ア)から(ヘ)までのほか糞尿処理等の公害防止措置についての指導機関等の意見書及び近隣の同意書又は借入者の誓約書

イ 県民局長は、融資機関が融資の可否決定を行う場合であって、意見を求められたときは、3の(1)に定める事項について、関係市町村長への意見照会を行うものとする。

ウ 借入希望者は、窓口機関から融資を行う旨の通知を受けた場合、通知を受けた日から3日以内に、資金基本要綱第3の13の(4)に定める借入申込書及び経営改善資金計画書等を融資機関に提出するものとする。

(5) 債務保証に係る場合

融資機関は、借入希望者が基金協会の債務保証を希望する場合には、債務保証委託申込書等のほか、(1)、(2)又は(3)に掲げる書類の写しを添えて基金協会に原則として電磁的記録により提出するものとする。

2 利子補給承認申請手続

(1) 要綱第2の2の(1)のアに掲げる者が要綱第2の4の(1)のアの(ア)から(ロ)及び(カ)のcに掲げる資金を借り入れる場合又は要綱第2の2の(2)に掲げる者が要綱第2の4の(2)に掲げる資金を借り入れる場合

融資機関は、岡山県農業近代化資金利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に定める利子補給承認申請書（以下「利子補給承認申請書」という。）を作成し、借入希望者の県徴収金の滞納がないことを証する書類の正本（以下「完納証明書」という。）、岡山県暴力団排除条例（平成22年12月21日条例第57号）に係る誓約書（以下「誓約書」という。）の原本、借入希望者から提出された借入申込書（添付書類を含む。）及び経営改善資金計画書の写しを添えて、利子補給承認日（以下「承認日」という。）の属する月の15日までに、県民局長（要綱第2の5の(1)のイのうち知事の承認が必要な場合にあ

っては、県民局を経由して知事) に原則として電磁的記録により提出するものとする。

なお、完納証明書及び誓約書を電磁的記録により提出する場合、完納証明書の正本及び誓約書の原本は融資機関において借入申込書等と一緒に保管するものとする。

- (2) 要綱第2の2の(1)のアに掲げるものが要綱第2の4の(1)のアの(カ)のa及びbに掲げる資金を借り入れる場合又は要綱第2の2の(1)のイからエまでに掲げる者が要綱第2の4の(1)のイに掲げる資金を借り入れる場合

融資機関は、借入希望者から提出された借入申込書及び添付書類(以下「借入申込書等」という。)について内容を審査し、貸し付けが適当と認められるものについては利子補給承認申請書を作成し、完納証明書、誓約書及び借入申込書等の写しを添えて、貸付予定日の属する月の前月の初日までに当該融資機関が農業協同組合、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び運営要綱第2の3の(6)に掲げる協同組合連合会(以下「農協等融資機関」という。)の場合にあつては、県民局長(要綱第2の5の(1)のアの(オ)のうち知事の承認が必要な場合にあつては、県民局を経由して知事)に原則として電磁的記録により提出するとともにその写しを市町村に原則として電磁的記録により送付するものとし、当該融資機関が農林中央金庫の場合にあつては、知事に原則として電磁的記録により提出するとともにその写しを県民局長及び市町村長に原則として電磁的記録により送付するものとする。

3 利子補給の承認について

- (1) 知事又は県民局長は、融資機関から提出された利子補給承認申請書及び添付書類の内容を審査の上、毎月25日に利子補給の適否の決定を行うものとするが、その審査に当たっては、次の農業近代化資金利子補給承認申請に係る照会により意見等を聴くものとする。

なお、1の(1)のイ、(3)のイ及び(4)のイにおいて、既に意見照会を行っている場合は省略できるものとする(ただし、借入希望者が、岡山県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱第2条に定める資金の利子補給を申請する場合を除く。)

ア 市町村長への照会(別記様式第5号の1)

- (ア) 貸付対象事業又は施設が、農業振興計画、農業団地整備計画及び農業振興地域の整備に関する法律等との関連についての妥当性
- (イ) 農地法、農業経営基盤強化促進法、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び公害防止関連法との関係における妥当性
- (ウ) 岡山県農業振興資金に係る利子補給申請
- (エ) その他利子補給承認の適否の判断に必要な事項

イ 農業普及指導センター所長への照会(別記様式第5号の2)

要綱第2の2の(1)のアに掲げる者が要綱第2の4の(1)のアの(カ)のa及びbに掲げる資金を借り入れる場合

(7) 効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として、新たに主たる事業として農業経営を営む意欲と能力についての意見

- (4) 自立経営を志向する者の新たな作目への転換に伴う住宅の改良の必要性
- (2) 知事又は県民局長は、利子補給を承認した場合には、融資機関に対し交付要綱第4条第2項に定める利子補給承認書（以下「利子補給承認書」という。）を交付するとともに、その写しを市町村及び基金協会に原則として電磁的記録により送付するものとする。

なお、市町村長からアの(ウ)の申請がなされている場合は、併せて利子補給の承認を行うものとする。

また、必要がある場合には、農業普及指導センターに、その写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

- (3) 県民局長は、利子補給承認の適否決定の結果を、農業近代化資金利子補給承認決定報告書（別記様式第6号）により、利子補給承認月の末日までに知事に原則として電磁的記録により報告するものとする。
- (4) 貸付限度額特別認定及び融資率特別認定についての申請手続は、利子補給承認申請をもってこれに替えるものとする。

4 貸付実行日について

融資機関は、3の利子補給承認書及び基金協会の債務保証を希望する場合にあつては債務保証承諾書を受けた後、速やかに貸付決定を行い、交付要綱第4条第3項に定めるところにより、原則として承認日から3箇月以内の各月の初日又は15日（当日が土曜日、日曜日又は休日である場合は融資機関の翌営業日）のいずれかで借入希望者が資金を必要とする日を確認の上、貸付けを行うものとする。

ただし、特別の事由がある場合には、承認日から1年を限度として貸付実行日の延期ができるものとし、この場合においては、借入希望者から貸付実行猶予願（別記様式第7号）の提出を求めるものとする。

5 貸付け及び払出しの方法について

近代化資金の貸付方法については証書貸付によるものとし、融資機関は当該貸付金を必ず借入希望者の別段預金に振り込んだ後、借入希望者が資金を必要とする都度、その用途を確認して払い出すものとする。

また、借入希望者の自己負担金についても、融資機関は原則として貸付実行日に併せて、一度この別段預金に受け入れてから払い出すこととし、事業全体の確認が容易となるよう留意するものとする。

なお、借入希望者は、特別の事由がある場合（この場合、融資機関は借入希望者に事由書の提出を求め、その写しを第9の2で定める事業完了確認報告書に添付するものとする。）を除き、当該貸付金の貸付後3箇月以内に別段預金から払い出し使用するものとし、不必要に貸付金を滞留させることのないよう留意するものとする。

また、やむを得ず発生した預金利息等については、繰上償還に充てること。預金利息は、千円単位で繰上償還に充当し、千円未満の端数は借入者へ支払うこと。

6 利子補給変更承認申請手続について

- (1) 融資機関は、利子補給承認の内容を変更しようとするときは、交付要綱第5条に定める利子補給変更承認申請書を作成し、当該融資機関が農協等融資機関の場合にあっては、速やかに県民局長（要綱第2の5の(1)のアの(イ)及び(オ)のうち知事の承認が必要な場合にあっては、県民局を経由して知事）に原則として電磁的記録により提出するものとし、当該融資機関が農林中央金庫の場合にあっては、知事に原則として電磁的記録により提出するものとする。
- (2) 知事及び県民局長は、(1)の変更内容について審査の上、適当と認めた場合は変更承認を行い、融資機関に交付要綱第5条第2項に定める利子補給変更承認書（以下「変更承認書」という。）を交付するとともに、その写しを市町村及び基金協会に原則として電磁的記録により送付するものとする。

なお、県民局長が変更承認を行った場合は、変更承認書の写しを知事に原則として電磁的記録により提出するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、融資機関は利子補給承認額を減額して貸付実行する場合には、貸付実行後、速やかに償還計画等の変更に係る利子補給変更承認申請手続を行うものとする。

7 借入辞退について

融資機関は、利子補給承認後、借入希望者から借入辞退の申出を受けたときは、農業近代化資金借入辞退届（別記様式第8号）を作成し、県民局長及び知事に原則として電磁的記録により提出するとともに、市町村及び基金協会（基金協会による機関保証を希望している場合に限る。）に別途原則として電磁的記録により送付するものとする。

なお、知事への提出は原則として県民局を経由して行うものとする。

8 事前着工について

利子補給承認前に工事等に着手（建築工事の開始、機械設備の据付、土地取得代金の支払い、リース契約の始期等をいう。以下同じ。）することは、原則として認めない。クイック融資であっても同様とする。

ただし、借入希望者が災害等やむを得ない理由により事前に工事等に着手する場合にあっては、あらかじめ農業近代化資金事前着工届（別記様式第9号。以下「事前着工届」という。）を知事又は県民局長に提出するものとする。

なお、事前着工届を提出しない場合には利子補給承認を取り消すことがある。

- 9 要綱第3の1の(6)に定める融資審査の手続等については、別に定めるところによるものとする。

第9 貸付後の処理について

1 報告

- (1) 借入者は、資金の貸付実行日から1年以内に事業を完了しなければならないものとし、事業が完了したときは遅滞なく融資機関が求める必要書類を添えて報告するものとする。ただし、天災地変、その他の不可抗力により資金の貸付実行日から1年以内の事業完了が見込めない場合は、その事由を証する書面を添えて直ちに融資機関に報告し、融資機関は県へその旨を原則として電磁的記

録により報告して、県の指示に従うものとする。

- (2) 融資機関は、貸付けを完了したときは、交付要綱第8条に定める貸付完了報告書を作成し、貸付完了日の属する月の20日までに知事に原則として電磁的記録により提出するものとする。
- (3) 融資機関は、知事又は県民局長の利子補給変更承認を受けた場合は、交付要綱第8条に定める貸付条件等変更完了報告書を作成し、変更を完了した日の属する月の翌月の10日までに市町村及び県民局（融資機関が農業協同組合以外の場合にあっては県民局）を経由し、知事に原則として電磁的記録により提出するものとする。
- (4) 融資機関は、特例移動（通常償還、繰上償還、延滞発生、延滞償還）について、当月中のものを取りまとめ、交付要綱第8条に定める特例移動報告書を作成し、翌月の7日までに知事に原則として電磁的記録により提出するものとする。

2 貸付対象施設の事業完了確認について

融資機関は、貸付対象施設等の事業が完了したときは借受者から事業完了届（様式は定めない。）を提出させた後、速やかに工事の完了、物品の購入及び事業費を確認の上、農業近代化資金貸付対象施設等の事業完了確認報告書（別記様式10号）を知事又は県民局長に原則として電磁的記録により提出するものとする。

3 融資状況調査の実施について

- (1) 県民局長は、前年度に行った利子補給承認分について、別に定める農業近代化資金に係る融資状況調査の実施方針（県民局用）に基づき年内に調査し、その結果を農業近代化資金融資状況調査書（別記様式第11号）により、調査月の翌月中に知事に報告するものとする。
- (2) 知事は、前年度に行った利子補給承認分について、別に定める農業近代化資金に係る融資状況調査の実施方針（本庁用）に基づき年内に調査し、農業近代化資金融資状況調査書（別記様式第11号）により取りまとめるものとする。

第10 利子補給の打ち切りについて

知事は、農業近代化資金の借入者が次に掲げる事項に該当するときは、融資機関に交付すべき利子補給金の全部又は一部を打ち切ることができる。また、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 農業近代化資金の借入申込書及び添付書類に偽りの記載をして、貸付けを受けたとき
- (2) 貸付金を借入目的以外に使用したとき
- (3) 貸付金により取得した施設等を借入に係る事業目的以外に使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき
- (4) 利子補給承認前に、事業に着手したとき（承認前着工届が受理された場合を除く。）
- (5) 貸付金を1年を超えて使用しないとき（第9の1(1)の但し書きに該当する場合を除く。）

- (6) 農業経営を中止したとき（後継者等への経営移譲を除く。）
- (7) その他農業制度資金関係法令、岡山県補助金等交付規則、岡山県農業近代化資金利子補給金交付要綱、岡山県農業近代化資金制度運営要綱、岡山県農業近代化資金融通に関する取扱要領、又は農業振興資金交付要綱に定める事項に違反したとき

第11 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

1 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項及び14項）。

2 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている（地方税法附則第15条第34項及び地方税法施行令附則第11条第38項から第40項まで）。

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その所得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたものには260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）。

3 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもの

で保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則第24条の4）。

第12 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

要綱第2の3に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する近代化資金の貸付け(当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。)に係る印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)第37条第1項第6号及び第2項第7号)

- 附 則(昭和50年 8月20日付け農経第 559号)
この要領は、昭和50年8月20日から施行する。
- 附 則(昭和53年 9月18日付け農経第 684号)
この要領は、昭和53年10月1日から施行する。
- 附 則(昭和54年 5月28日付け農経第 255号)
この要領は、昭和54年5月28日から施行する。
- 附 則(昭和54年 7月12日付け農経第 476号)
この要領は、昭和54年6月12日から適用する。
- 附 則(昭和55年 5月15日付け農経第 179号)
この要領は、昭和55年4月14日から適用する。
- 附 則(昭和56年 4月 1日付け農経第 10号)
この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。
- 附 則(昭和56年 9月25日付け農経第 895号)
1 この要綱は、昭和56年6月26日から適用する。
2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和58年 5月25日付け農経第 219号)
この要領は、昭和58年4月18日から適用する。
- 附 則(昭和58年 9月 2日付け農経第 678号)
この要綱は、昭和58年9月2日から適用する。
- 附 則(昭和60年 7月20日付け農経第 491号)
この要領は、昭和60年5月21日から施行する。
- 附 則(昭和62年10月23日付け農経第 981号)
この要領は、昭和62年10月23日から施行する。
- 附 則(平成 元年 4月 1日付け農経第 146号)
この要領は、平成 元年4月1日から施行する。
- 附 則(平成 元年 8月28日付け農経第 590号)
この要領は、平成 元年8月28日から施行する。
- 附 則(平成 2年 6月20日付け農経第 381号)
1 この要綱は、平成2年6月20日から適用する。
2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則(平成 3年 6月 4日付け農経第 781号)
1 この要綱は、平成3年6月4日から適用する。
2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則(平成 5年 4月30日付け農経第 182号)
1 この要綱は、平成5年4月30日から適用する。
2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則(平成 6年 6月23日付け農経第 523号)
1 この要綱は、平成6年6月23日から適用する。
2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

- 附 則（平成 7 年 2 月 15 日付け農経第 1198 号）
この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 8 年 5 月 10 日付け農経第 416 号）
この要領は、平成 8 年 5 月 10 日から適用する。
- 附 則（平成 9 年 7 月 25 日付け農経第 440 号）
この要領は、平成 9 年 7 月 25 日から適用する。
- 附 則（平成 10 年 5 月 20 日付け農経第 197 号）
1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から適用する。
2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 11 年 5 月 13 日付け組 第 101 号）
1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 11 年 6 月 22 日付け組 第 161 号）
この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 12 年 9 月 13 日付け組 第 369 号）
1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 12 年 11 月 17 日付け組 第 501 号）
1 この要領は、平成 12 年 10 月 1 日以降貸付実行分から適用する。
2 この要領の適用前の貸付実行に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 13 年 3 月 2 日付け組 第 698 号）
1 この要領は、平成 13 年 3 月 1 日以降貸付実行分から適用する。
2 この要領の適用前の貸付実行に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 13 年 6 月 27 日付け組 第 180 号）
1 この要領は、平成 13 年 4 月 2 日以降貸付実行分から適用する。
2 この要領の適用前の貸付実行に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 14 年 3 月 29 日付け組 第 658 号）
1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日以降貸付実行分から適用する。
2 この要領の適用前の貸付実行に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 14 年 8 月 1 日付け組 第 237 号）
1 この要領は、平成 14 年 8 月 1 日以降に借入申込希望書が提出されたものから適用する。
2 この要領の適用日前に借入申込みが行われ、かつ融資機関から利子補給承認申請書が提出されているものについては、なお従前の例による。
- 附 則（平成 14 年 10 月 1 日付け組 第 310 号）
1 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日以降に借入申込希望書及び借入申込書が融資機関に提出されたものから適用する。
2 この要綱の適用日前に借入申込希望書及び借入申込書が融資機関に提出されているものについては、なお従前の例による。
- 附 則（平成 15 年 3 月 28 日付け組 第 637 号）
1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日以降に借入申込希望書又は借入申込書が融資機関に提出されたものから適用する。
2 この要領の適用日前に借入申込希望書又は借入申込書が融資機関に提出されているものについては、なお従前の例による。
- 附 則（平成 16 年 9 月 24 日付け組 第 248 号）
1 この要領は、平成 16 年 9 月 1 日以降に借入申込希望書又は借入申込書が融資機関に提出されたものから適用する。
2 この要領の適用日前に借入申込希望書又は借入申込書が融資機関に提出されているものについては、なお従前の例による。
- 附 則（平成 17 年 3 月 25 日付け組 第 525 号）
この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 17 年 5 月 27 日付け組 第 88 号）
この要領は、平成 17 年 5 月 27 日から施行し、改正後の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 18 年 3 月 31 日付け組 第 523 号）
この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 18 年 5 月 12 日付け組 第 50 号）
この要領は、平成 18 年 5 月 12 日から施行し、改正後の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 19 年 6 月 21 日付け組 第 125 号）
この要領は、平成 19 年 6 月 21 日から施行する。
- 附 則（平成 20 年 4 月 21 日付け組 第 47 号）
この要領は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。
- 附 則（平成 20 年 5 月 21 日付け組 第 69 号）
この要領は、平成 20 年 5 月 21 日から施行する。
- 附 則（平成 22 年 3 月 3 日付け組 第 365 号）
この要領は、平成 22 年 3 月 3 日から施行する。
- 附 則（平成 22 年 3 月 31 日付け組 第 416 号）
1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日以降に借入申込書が融資機関に提出されたものから適用する。
2 この要領の適用日前に借入申込書が融資機関に提出されているものについては、なお従前の例による。
- 附 則（平成 23 年 4 月 1 日付け組 第 29 号）
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 23 年 5 月 2 日付け組 第 70 号）
この要領は、平成 23 年 5 月 2 日から施行し、平成 23 年 3 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 23 年 11 月 21 日付け組 第 310 号）
この要領は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。
- 附 則（平成 25 年 3 月 19 日付け組 第 427 号）
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 25 年 4 月 12 日付け組 第 30 号）
この要領は、平成 25 年 4 月 12 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 26 年 4 月 1 日付け組 第 28 号）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた農業近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以降の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以降に利子補給承認が行われる農業近代化資金については、なお従前の例による。
 - 附則（平成27年4月1日付け組第13号）
この要領は、平成27年4月1日から適用する。
 - 附則（平成28年4月1日付け組第39号）
この要領は、平成28年4月1日から適用する。
 - 附則（平成29年4月14日付け組第15号）
この要領は、平成29年4月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
 - 附則（令和2年4月1日付け組第31号）
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
 - 附則（令和3年4月1日付け組第69号）
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
 - 附則（令和4年4月1日付け組第57号）
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
 - 附則（令和5年4月1日付け組第47号）
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
 - 附則（令和6年4月1日付け組第47号）
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
 - 附則（令和7年3月19日付け組第247号）
この要領は、令和7年3月19日から施行する。
 - 附則（令和7年4月1日付け組第54号）
この要領は、令和7年4月1日から施行する。